



福岡医発第 2812 号 (地)
令和 2 年 2 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う
医療保護入院における家族等の同意に関する運用等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より、各都道府県等精神保健福祉
主管課（部）宛に通知が発出されるとともに、本会に対して日本医師会を通じ
て周知方依頼がありました。

令和元年 6 月に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正
化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、各制度において、成年
被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という）を資格・職種・業務等
から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的
に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）等に改正されまし
た。

これに伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健及び精
神障害者福祉に関する法律施行規則が一部改正され、医療保護入院の家族等の
同意に関する規定が改められたことから、別添のとおり「成年被後見人等の権利
の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う医療保護入院における家族等の同意に関する Q & A」が作成され、また併
せて「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成 26 年
1 月 24 日付障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・
障害保健課長通知）につきましても、別添の新旧対照表のとおり一部改正されま
したのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

令和2年1月24日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う医療保護入院における
家族等の同意に関する運用等について

今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より各都道府県等精神保健福祉主管課（部）宛に標記に係る関係通知が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

令和元年6月に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、各制度において、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という）を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）等に改正されました。

これに伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則が一部改正され、医療保護入院の家族等の同意に関する規定が改められたことから、別添のとおり「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う医療保護入院における家族等の同意に関するQ&A」が作成され、また併せて「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成26年2月21日付地Ⅲ217にて貴会宛送付）につきましても、一部改正がなされましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
- ・「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律新旧対照表
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則新旧対照表

事務連絡
令和元年 12 月 6 日

都道府県
各 精神保健福祉主管課（部） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精 神 ・ 障 害 保 健 課

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う医療保護入院におけ
る家族等の同意に関する運用について

日頃より精神保健福祉行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第 46 号）（以下「成年被後見人法等」という。）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）が一部改正され、医療保護入院の家族等の同意に関する規定が改められました。

これについて、別添のとおり「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う医療保護入院における家族等の同意に関する Q&A」を作成したので、成年被後見人法等施行後の医療保護入院の運用に際し御活用いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。）、関係者及び関係団体に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、改正の内容については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について」（令和元年 9 月 13 日障発 0913 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりお示ししたとおりですので、併せて御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う医療保護入院における家族等の同意に関する Q&A

問 1 今般の改正の趣旨は何か。

(答)

これまで、各種資格制度等において成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が設けられていたところ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、当該欠格条項を、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）に改正するものである。

問 2 成年被後見人等は「家族等」として医療保護入院の同意を行うことができるのか。

(答)

成年被後見人等も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条第 1 項の「家族等」として医療保護入院の同意を行い得るが、成年被後見人等は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか、事理を弁識する能力が著しく不十分であることから、成年被後見人等から同意をとることについては、「精神の機能の障害により医療保護入院の同意又は不同意の意思表示を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当していないかどうか、精神科病院の管理者において慎重な判断をされたい。

なお、判断に当たっては、成年被後見人等の精神の機能の状態についての成年被後見人又は保佐人の意見を参考にすることも考えられる。

問 3 成年被後見人等であるが医療保護入院の同意又は不同意の判断を行うことができる者について、どのような者が考えられるか。

(答)

例えば、成年被後見人等であるものの、家族関係等は把握しており、また、他者の話を理解し回答する能力も有している者は、医療保護入院の同意・不同意の判断を行うことができる者に当たる場合もあると考えられる。

障精発 1 2 0 6 第 1 号
令和元年 1 2 月 6 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長
(公 印 省 略)

「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第 46 号）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）が一部改正されたことに伴い、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成 26 年 1 月 24 日付け障精発 0124 第 1 号）を別添のとおり一部改正し、本年 12 月 14 日から適用することとしたので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、医療機関、関係団体に対する周知方につき御配慮いただきますようお願いいたします。

(別添)

○医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（平成 26 年 1 月 24 日障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

(傍線部分は改正部分)

新	旧
障精発 0 1 2 4 第 1 号 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 <u>一部改正 障精発 1 2 0 6 第 1 号</u> <u>令和元年 1 2 月 6 日</u> 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長 (公 印 省 略) 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について (略) 記	障精発 0 1 2 4 第 1 号 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長 (公 印 省 略) 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について (略) 記

1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医 1 名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者<u>及び後見人又は保佐人であって、行方の知れない者、未成年者等に該当しない者</u>をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第 33 条第 1 項及び第 2 項） 2. ～ 4. （略） 5. 管理者が家族等<u>から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。</u> <u>なお、医療保護入院の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。</u> 6. 管理者が家族等<u>から医療保護入院の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。</u> 7. ～11. （略）	1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医 1 名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、<u>後見人又は保佐人</u>をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第 33 条第 1 項及び第 2 項） 2. ～ 4. （略） 5. 管理者が家族等の同意を得る際には、<u>当該家族等の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、可能な範囲で運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。</u> <u>また、家族等の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。</u> 6. 管理者が家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。 7. ～11. （略）
---	---

様式

同 意 書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ） (選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日)		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。		

様式

同 意 書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ） (選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日)		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。		

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 印

〔 〇〇 〇〇 印 〕

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 印

〔 〇〇 〇〇 印 〕

障精発0124第1号
平成26年1月24日
一部改正 障精発1206第1号
令和元年12月6日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公印省略）

医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、一部を除き、平成26年4月1日から施行されることに伴い、医療保護入院の要件が精神保健指定医の判定と家族等のうちのいずれかの者の同意に改められたところである。精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

記

1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医1名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者及び後见人又は保佐人であって、行方の知れない者、未成年者等に該当しない者をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第33条第1項及び第2項）
2. 当該改正の趣旨は、適切な入院医療へのアクセスを確保しつつ、医療保護入院における精神障害者の家族等に対する十分な説明とその合意の確保、精神障害者の権利擁護等を図るものである。
3. なお、医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。

4. 医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。
5. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。

なお、医療保護入院の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。
6. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
7. また、当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 818 条第 3 項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。
8. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。

このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。
9. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。
10. また、管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。
11. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等（医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。）の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事（精神医療審査会）に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ 氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ （選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日）		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者		

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 印

〔 〇〇 〇〇 印 〕

改 正 案	現 行
（医療保護入院） 第三十三条 （略） 2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 一 （略） 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族 三 （略） 四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 五 （略） 3ゝ7 （略）	（医療保護入院） 第三十三条 （略） 2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 一 （略） 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族 三 （略） 四 成年被後見人又は被保佐人 五 （略） 3ゝ7 （略）

